

Title	申国柱著 『近代朝鮮外交史研究』
Sub Title	Kuk Ju Shin : Studies in modern diplomatic history of Korea
Author	池井, 優 (Ikei, Masaru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.7 (1966. 7) ,p.137- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660715-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

申 国柱 著

『近代朝鮮外交史研究』

近年日鮮関係の研究が活況を見せている。根本資料の公開と戦後二十年を経て朝鮮を客観的に学問の対象として研究する方向に向ったということは、両国の過去の不幸な関係を知るものにとつて喜ばしいことである。既にアメリカにおいては一九六〇年ペンシルバニア大学コンロイ教授 (Hilary Conroy) による「日本の朝鮮奪取」(The Japanese Seizure of Korea, 1868-1910. A Study of Realism and Idealism in International Relations, 1960, Philadelphia) が出版されて大きな論議を呼び、日本においても日本国際政治学会編「日韓関係の展開」(一九六三年)、山辺健太郎「日韓併合小史」(一九六六年)と戦後公開された資料に基づく学問的価値の高い研究が発表されている。このような折、韓国側から申国柱博士による本書が出版されたことは意義深いものがあるといえよう。

著者申国柱氏は韓国の東国大学卒業後来日し、早稲田大学大学院において故信夫淳平教授の下にあつて本研究のプランを作成し、信

夫博士の退職、逝去によつて法政大学大学院へ移り、田中直吉教授の下で研究を継続し、論文「近代朝鮮外交史研究」によつて政治学博士の学位を得、現在母校東国大学教授の地位にある篤学の士である。本書は右の博士論文を朝鮮史に造詣の深い東京都立大学旗田巍教授と朝鮮問題研究家山辺健太郎氏の検討と助言を得て書き改めたものである。

本書の内容は朝鮮の開国から日清戦争に至る約二十年間の朝鮮外交史であるが、次に掲げる目次で判るように、日鮮関係を中心に記述されている。

第一章 朝鮮の開国

第一節 問題の提起

第二節 日本による朝鮮の開国

第三節 日本の対韓方針と雲揚号事件

第四節 江華府談判

第五節 江華条規の内容とその影響

第二章 江華条規付録・通商章程の成立

第一節 問題の提起

第二節 金修信使一行の渡日とその意義

第三節 宮本理事官一行の渡韓使命

第四節 付録条規会談の内容

第五節 江華条規付録及び通商章程の成立

第三章 壬午軍乱

第一節 問題の提起

第二節 壬午軍乱の原因

第三節 壬午軍乱の発端とその経過

第四節 壬午軍乱と日本の対韓方針

第五節 日本の出兵と対韓交渉

第六節 清国の干渉と済物浦条約

第四章 甲申政変

第一節 問題の提起

第二節 甲申政変の原因と動機

第三節 甲申政変の経過

第四節 甲申政変と日本の対韓政策

第五節 漢城条約と天津条約

第五章 東学党と日清戦争

第一節 問題の提起

第二節 東学党発生の原因

第三節 東学党の沿革

第四節 東学党の発端と経過

第五節 東学党と日清両国の出兵

第六節 東学党乱の鎮定と日清開戦

著者の研究の成果である新見解は、日英両文による「要旨」および各章の「問題の提起」に示されているが、それを中心に紹介と若干の批判の筆を進めて行きたい。

第一章「朝鮮の開国」は一九世紀の中頃以来欧米諸国に対して鎖

国政策をとつていた朝鮮が、一八七六年日本によつて開国されるにいたる経緯を明らかにするものである。本章の主眼点は、朝鮮開国の契機をなした雲揚号事件に関する従来の説、すなわち日本の雲揚号の朝鮮派遣目的は水路測量であり、故なくして朝鮮砲台より砲撃されたとする説に反対して、雲揚号の使命が朝鮮に対する示威挑発にあつたことを立証しようとするところにある(二三頁)。一八七五年四月、釜山差遣中の森山理事官は停頓した交渉を促進させるため、日本政府に対して軍艦若干隻の朝鮮近海出動を要求する。かくして派遣された雲揚号は同年五月、第二丁卯号は六月それぞれ釜山に入港、第一回の測量兼示威の任務を完了して帰国する。同年九月雲揚号は再び日本を出、江華海域に入り、「淡水欠乏を理由として、江華島に近寄り漢江口に本船を投じ、ボートにて江華島南の河口を廻つた。朝鮮は外国軍艦が故無くして、領海に進入して来たので、江華島砲台より砲撃を加えた。ここにおいて雲揚号は、これに応戦して、砲台を破壊し、かつ永宗島を占領し、城内の官衙や民家を焼払い、銅砲三十六門を鹵獲し、同年九月二十八日長崎へ帰還した」(傍点筆者)(三一頁)。これが雲揚号事件であり、同事件を機会として日本は黒田・井上両全権を任命し、軍艦六隻を率いて朝鮮に赴かしめ、通商条約を強要し、ついに朝鮮を開国せしめたのである。

ここで問題となるのは第一には著者のいう雲揚号が領海に進入したので韓国側が発砲したとの説である。当時後の国際法の「領海」の概念が存在していたかということである。後に森山理事官も李鴻章との会談でこの点について触れ次のように述べている。「第一我砲

船ハ：其桅頭ニ我國ノ旗章ヲ標シタレハ朝鮮人ハ固ヨリ之ヲ認識

セシ筈ナリ然ルニ国旗アルヲ顧ミス突然該船ニ向テ発砲セリ：…第二：…我國ノ砲船公法上所禁ノ近海ニ進入セリト云フ請フ之ヲ思ヘ夫レ公法ハ之ヲ遵守スルノ国ニ用ユヘク朝鮮ノ如キ公法ノ何タルヲ知ラス却テ之ヲ庄惡スルノ国ニ用ユ可ラス彼レ仁愛ノ道ヲ守ラス余國ノ民ヲ入レス偶々外来ノ船アレハ妄ニ之ニ発砲シ：…諸国船舶ノ中殊ニ朝鮮海上ヲ往来スル隣國ノ船舶往々沈没ノ災ニ罹ル者少ナカラス故ニ隣國ノ一タル我國ノ船人ニ対シスル不仁ノ事ヲ為サシムルヲ得サル也」（『日本外交文書』九卷一七三—一七四頁）。第二は、はじめから挑発の目的を持つていたにしては雲揚号があまりにも貧弱である上に、何故かくも容易に江華島占領が可能となつたかということである。長さ一九尺、幅二四尺、排水噸二四五、馬力一〇四、乗組員全数七五という汽帆船走用の小さな木造船（四一頁）である雲揚号が、かつて「丙寅洋乱」（一八六六年）においてアジア艦隊七隻を率いるフランスが首都ソウルに近い江華府を一時占領し、漢江封鎖を宣言したにもかかわらず反撃され、また「辛未洋乱」（一八七六年）においては、アメリカのアジア艦隊が江華島を占領しながら撃退された朝鮮軍（二二頁）を相手に二二名の海兵・水兵による占領が何故かくも容易に行われたのであろうか。「中国で（破の誤り）敗れなかつたフランス艦隊を撃退し、またアメリカ艦隊を斥け、さらにイギリスやロシアに対しても門戸開放を許さなかつた」朝鮮（二二—二三頁）が、よし挑発の目的を持つていたにせよ何故この時ばかりは従前のごとき抵抗を行わなかつたのか、この点に関し著者は触れ

るところがない。

雲揚号事件に端を発し、日本は朝鮮の開国を行い、一八七六年二月「江華条規」を締結する。江華条規は日英修好通商条約（一八五八年）を模倣して日本が朝鮮に課したものであり、種々の弊害を生じたことは確かである。しかし著者がそれを「日本人が江華条規によつて、朝鮮に対してより多くの権利を得ただけで、朝鮮人が日本国で行使する権利については何等規定されなかつたところ起因する」しがつて、この条約は、全く一方面的な不平等条約でもあつた（六二頁）とするのはやや誇張が過ぎると思われる。なんとすれば、江華条規締結談判の過程において日本側は次の項目を条約に挿入することを申し入れたからである。「日本國従前外國人民ニ准シテ通商スル各口ハ均シク朝鮮國人民ノ来往貿易スルヲ免許シ他國ト異ナルナシ……」。しかし朝鮮側は「…今預メ此条項ヲ設ケヲクトキハ外國ト条約ヲ結フノ意アルニ似タリ請フ此款ヲ削除セン」と自らの意志で、朝鮮人の日本駐在を拒絶した事実がある（『日本外交文書』第九卷九九頁）。

第二章では、従来殆んど論じられることのなかつた「江華条規附録」および「通商章程」の成立過程の経緯が論じられる。日本は江華条規の不備を補充するため、同条規の条文のうちに今後の外交交渉を有利に進めるために江華条約調印直後、朝鮮の高官を日本に招待する方針を決定した。朝鮮側はこの日本の修信使派遣要請に応じ、直ちに金綺秀一行を日本視察に出発させる。一行は約三週間日本に滞在し、日本側の計画的視察日程に従つて見聞を行い、その見

聞を帰国して報告する。この報告によつて江華条規締結直後悪化していた朝鮮の対日感情はやや好転し、日本に対する警戒心も柔らいだといわれる。この時機に日本は宮本理事官一行を京城に派遣し、江華条規付録および通商章程の調印に成功し、兩國の間に不平等關係が成立し、以後の日本の朝鮮進出を容易にする。著者はこの点を捉え、金修信使一行が日本要路に直接接近して、日本の国情や対鮮政策の真意を探索することに積極的に努力せず、日本語を解するものも少なかつたところから、その見聞等も日本側の用意した通訳官等から間接的に判断する等、かかる修信使に期待して使命を授けた当時の朝鮮の為政者の失策を挙げるとともに金一行の役割を「悪使」と結論する(八三―八六頁)。故田保橋潔教授が「修信使の復命によつて日本開化が理解され、李太王およびその左右の新人が、国内守旧派の激しい反対を排除し新日本の文化輸入に努力し、以て明治一七年甲申政変に及んだその先駆をなしたことを思へば、金修信使一行はその幾多の過失あるにせよ、猶「善使」であつた」との説に異議を唱えるものである。田保橋説と力点を置き方が異なる故に反対の評価がなされたものであるが、ここで日本の岩倉具視一行の遣欧米使節の役割との比較など試みて見るのも面白かつたのではないかと思われる。

第三章「壬午軍乱」は一八八二年の軍乱の原因を究明し、軍乱の経過と日清兩國の対鮮政策を述べ、清國の干渉と済物浦条約について論じている。本章の重要な点は、壬午の軍乱を、大院君と閔妃の権力闘争としてではなく、日本の侵略と閔氏政權の失政に対する軍

民の不満の爆發と解している点、蜂起した軍民の政府高官邸、日本公使館邸の襲撃とそれによる日本公使花房義賢一行の京城脱出の際に発生した日本公使館の焼打が朝鮮暴民によるものではなくて公使館付武官の手記によつて、日本人自らの手によつて脱出の折に火が放たれたことを立証した点、および清國の朝鮮出兵が、閔妃の策動により朝鮮より要求したのではなく、清國が日本との対抗上その自主的判断により出兵したことを論証した点である。以上山辺氏の研究に負う所も多いが、いずれも貴重な指摘である。望むべくは、後に甲申事變の原因となる日本公使館護衛のための日本陸軍一個中隊の京城駐在(田保橋教授によれば二個中隊)が済物浦条約で決定されるが(二〇四頁)、井上外務卿が最初花房公使に下した機密訓令は「将来ノ保証トシテ、朝鮮政府ハ今ヨリ五年ノ間我が京城駐在公使館ヲ守衛スル為ニ充分ナル兵員ヲ備フベシ」と朝鮮兵による警備を要求していた(一六五頁)にもかかわらず、いかなる経過を経て花房公使が八月二十日の国王謁見に際して「今ヨリ五年間ハ日本陸軍兵一大隊ヲ置キ、以テ公使館ヲ護衛スル事」に変更がなされ(一八〇頁)、済物浦条約に結実するのか、井上訓令の変化の過程を跡付けていたただきかつた。

第四章「甲申政変」は、一八八四年の政変の経過と日本の対鮮方針を論じ、その結果締結された漢城条約と天津条約を扱っている。

著者は本章において従来から唱えられた「甲申政変は金玉均などの改化派が日本の開化文明にあこがれて、日本を習つて朝鮮の改革を企て朝鮮開化独立運動の先駆」であるとの説を、金玉均手記「甲申

日録』所載の「政綱」がその執筆事情から見て信憑性がない点から激しく反論している。本章には若干疑問の点が存在する。それは竹添公使が井上外務卿の密旨にもとづいて、親日派を援助する政策に転じたとの指摘である(二二八頁)。当時一地方官に過ぎなかつた後の外相林董(本文の「蕪」は誤り)の回想録からの引用は局外にあつた者の臆測で説得力を欠くし(二二八頁)、竹添が伊藤参議、井上外務卿に宛て甲案(独立党を援助して内乱を起さしめる積極策)および乙案(清国との協調を主とし独立党を抑える消極策)を上申し、竹添が甲案の主旨で行動を行つたことの指摘はありながら(二二二—二三二頁)、山口に帰省して不在の井上に代つて、吉田外務大輔が伊藤参議と協議の上乙案を可とすると回訓し、山口の井上もその趣旨に賛成し、電報が発せられたが、電信設備の不備によつて政変勃発までに竹添の下に届かなかつた(『日韓外交資料集成』第三卷四八〇—四八一頁)ことについては触れていない。日本が清仏戦争を利用して、朝鮮から清国勢力を一掃し、日本勢力の拡張をはかるために積極政策を展開したと指摘し(二二六頁)、フランスが对清政略の必要から日本に同盟を提議したが、井上外務卿が日清協調の見地からこれを拒否し、また在清榎本公使に清仏間の調停を訓令した(本書二六〇頁、『日韓外交資料集成』第三卷四八〇頁、四八四頁)ことと矛盾するのではないであらうか。

第五章では、東学党の発生原因、その沿革、日清兩國の朝鮮出兵と日清戦争の勃発に至る過程が究明される。本章で著者は特に従來の学説が東学党の本質や東学党の乱の性格を理解していない点を批

判し、韓國の国史編纂委員会編『東学乱記録』等新資料を利用してその政治目的が「斥倭洋」をもつて外国勢力を排除し「輔国安民」をもつて朝鮮政府の弊制改革にあつたことを明らかにしている。ただ一八八五年の天津条約による日清兩國軍の撤退から一八九三年の東学党代表の上京請願に至る数年についての記述は少なく、清国が推薦して朝鮮の外交顧問となつたメレンドルフ解職の理由、それに代る新顧問デニーの朝鮮独立への努力も十分に描かれていない。

以上問題となる箇所を捉えて論評したが、日本側の根本資料を十分に利用して実証主義の方法を貫ぬこうとした点、それに基づいて新見解を提起した点は高く評価されなければならない。そのためにくり返しが多く時折冗長の感をまぬがれない点、数カ所の誤植——新した資料(一〇頁)、宮本理事官来一行韓(七〇頁)、修交通商条約(二三四頁)、大院君はこれにぞそ同情し(二四三頁)、意表(二七一頁)、社会科学研究(一七三頁)、林蕪(二二八頁、三三二頁)、脱落——一七三頁註(林茂稿の論文名なし——がある点は他日改定の機会に訂正されたい。今後さらに併合まで朝鮮外交史研究を進展させること、その際日鮮関係に限定されず、米鮮関係はじめヨーロッパ諸強の中で朝鮮がいかに位置付けられるか等パースペクティブを拡げられることを心から著者に期待する次第である。(有信堂発行、三六五頁、一六〇〇円)

(池井 優)